

社会福祉法人扶老会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人扶老会（以下「当法人」という）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(理事会及び評議員会等への出席報酬等)

第2条 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表により報酬を支給する。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表により報酬を支給する。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第3条 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、又は評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬を支給する。

2 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、別途当法人の役員旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導等又は監査の業務にあたった場合は、別表により報酬を支給する。

(職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を受給している役員等に対しての役員報酬において別表の定めによるものとする。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月29日から施行する。

別表

名 称	報 酬	備 考
役員及び評議員業務報酬(月額)	4,000円	
監事監査指導報酬(月額)	4,000円	

※上記の報酬額は、源泉徴収処理後の価格とする。